

※講評概要を以下四角内に朱書き表記

## まちづくり市民会議の条例草案についての感想

### 1. 議論文化の獲得

客体の議論 要求 不満 意見などを相手（行政）にぶつける  
主体の議論 調整してまとめる←他人の意見を聞く 妥協する おとし  
どころを見つける

- これまでの市民はサービスの相手方（客体）  
⇒自治基本条例を作ろうとしているのに、自らの会議を自治できていないことも
- これからの市民はまちを運営していく主体  
⇒人の意見を調整しまとめる必要  
時にお互いの妥協も必要

### 2. 自治基本条例を策定する意義と市民

#### A.自治体（領域団体）はどうやって治めるか

- ①自ら汗を流して地域課題を解決する
- ②自治政府を創ってそこに担わせる（どれくらいかを市民議会が決める）  
市民は経費を負担する、政府職員を雇う

- 近代に入り共同性が弱体化  
⇒自治政府をつくり担わせた  
⇔全部自治政府に担わせるわけにはいかない  
：自治体運営を担っているのは市民だから

#### B.基本条例の意義

- ①自分たちが創った自治政府がうまく地域課題を解決するための方策を市民が示す（主権行為—立憲主義）（行政運営の基本原則—長・議会・職員・公開・参画・パブコメ・住民投票）

- 方策を示したものが自治基本条例

- ②市民自身で処理すべき課題に取り組む方法を示す（コミュニティ・協働・地域自治）

- 自分達でできることは自分達で行い、できないところを自治政府に委ねていく
- 地域自治のあり方を検討する  
⇒例えば「コミュニティプラットフォーム」に議会の権限さらには財源を委譲し、地域で意思決定をしてもらう等

### 3. 具体化にあたっての論点と留意事項

#### ① 基本的な性格をめぐって

- ・ 条例名称をどうするか（自治基本条例、まちづくり基本条例）
- ・ 最高規範性（個別条例との整合性、議会制約）

○住民の決意として最高規範性をどう担保するか議論していく必要

- ・ 硬性・軟性？（制定・改正手続き）

○憲法のように改正を難しくするのか、時代の流れに柔軟に対応できるように改正を容易にするのか、検討する必要

#### ② 市・市民・市政・市行政などの定義をめぐって

- ・ 会津若松市男女共同参画条例

「市（自治政府としての市）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに」（1条）

「市（地理的な市）の区域内に住所を有する者」（2条）

○会津若松市の各種条例で使用されている市・市民といった用語について、自治基本条例における定義と整合を図っていく必要

#### ③ 議会に関する規定をどうするか

- ・ 基本条例主義をとっている(憲法だから)
- ・ 議会自身の発案か(議会運営・長と議会—議会基本条例に)

○北海道の条例は議会について規定していない  
⇒自治基本条例ではなく、行政基本条例となっている  
議会について規定していないので、自治体の憲法にはなり得ない

#### ④ 「別に条例の定めるところにより」の使い方(議会との調整)

○議会に対して責務を負わせることになる⇒議会との調整が必要  
【議会との調整例】  
新宿区では自治基本条例区民検討会議・議会・行政の3主体間で、関連条例である住民投票条例中の住民投票の請求要件について協議した経過にある

### 4. その他の規定事項

- ・ 首長任期 予算統制（起債の住民投票） 職員数・予算総額 コンプライアンス 基本条例監視委員会（見直し） 住民投票で批准など 財政統制 市川方式（%条例など）

○首長○期までとの規定：違憲の可能性あり  
○予算統制（予算執行）  
⇒現行の条例事例を見るに明確にはなっていない  
アメリカでは起債を住民投票の対象としている例もある

- 職員数：執行機関の裁量でいいのでは
- 条例の見直し  
条例が運用されているか、成果を上げているか、時代に合っているかを検証する旨、多くの自治体では規定しているが、どうなのか
- 自治基本条例の住民投票による批准  
現行では存在していないが、どうなのか
- %条例  
議会の予算審議権の侵害になることもあり得る  
ここまで詳細について自治基本条例に規定するか
- 総じて、市民的自由の干渉になってはいけない

おわりに

- ・ 検討過程に自治の実験（会議を自治する）
- ・ 市民との討議に責任（提案者）

○行政にお任せではなく、提案者の市民として自覚を持つ必要

- ・ 制定後の育て・守り・広げ・見直す活動

○市民の成熟：市民会議のような会議等へ参画し「市民に『なる』」

以上